

○箕輪町U・Iターン応援就職活動支援補助金交付要綱

平成31年4月1日告示第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、U・Iターンの促進及び上伊那地域企業の人材確保を図ることを目的として、就職活動及び若者人材確保事業への参加のための交通費に要する経費に対し、予算の範囲内において箕輪町U・Iターン応援就職活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上伊那地域企業 上伊那地域を就業場所として採用を予定している企業をいう。
- (2) 就職活動 上伊那地域において上伊那地域企業が実施する採用試験（公務員採用試験を除く。）への受験をいう。
- (3) 若者人材確保事業 上伊那広域連合が主催し、上伊那地域内で実施される上伊那地域出身者の地元回帰及び移住定住を促進するための事業をいう。
- (4) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校及び大学校並びに短期大学校をいう。
- (5) Uターン希望者 町に住所を有したことがあり、町内に転入する意思を持っている者をいう。
- (6) Iターン希望者 町に住所を有したことがなく、町内に転入する意思を持っている者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 就職活動の実施日の属する年度の4月2日において満18歳以上40歳未満の者
- (2) 上伊那区域外に居住の実態を有している者
- (3) Uターン希望者又はIターン希望者
- (4) 町に納付すべき町税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、居住地から別表に掲げる区分に係る時期に就職活動又は若者人材確保事業が実施された場所までの合理的な経路及

び交通手段により旅行した場合の次の各号に掲げる交通費に係る経費とする。ただし、Iターン希望者による若者人材確保事業に係る経費については、この限りでない。

- (1) 鉄道料金
- (2) 高速バス料金
- (3) 航空料金

2 国、県及び採用試験を実施した町内企業から就職活動の交通費の助成を受けている場合は、補助対象経費から当該助成額を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 1旅行行程につき補助額を算出し、その算出額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 第1項の上限は、1旅行行程につき1万円を上限とする。

4 補助金の交付は、1旅行行程を1回とし、1年度当たり2回までとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 交付対象者は、就職活動を行った日から30日を経過した日又は就職活動を行った日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに箕輪町U・Iターン応援就職活動支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象者が上伊那区域外に居住の実態を有していることを証するもの
- (2) 身分を証明できるものの写し
- (3) 最終学歴の卒業(予定)年次が分かる書類
- (4) 就職活動実施証明書(様式第2号)
- (5) 交通費の領収書又は交通費を支払ったことを証明できる書類の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第7条 交付対象者は、補助金の交付を請求するときは、箕輪町U・Iターン応援就職活動支援補助金請求書(様式第3号)により、町長に請求するものとする。